

新 城 市 議 会

予 算 ・ 決 算 委 員 会

平成27年9月11日（金曜日）

予算・決算委員会

日時 平成27年9月11日（金曜日） 午後1時30分 開会
場所 議場

本日の委員会に付した事件

1 議題

第132号議案

「質疑・討論・採決」

第133号議案～第135号議案

「質疑・討論・採決」

出席委員（17名）

委員長	鈴木達雄	副委員長	加藤芳夫				
委員	浅尾洋平	柴田賢治郎	打桐厚史	小野田直美	山崎祐一	村田康助	
	山口洋一	下江洋行	白井倫啓	長田共永	滝川健司	中西宏彰	
	丸山隆弘	鈴木真澄	菊地勝昭				
議長	夏目勝吾						

欠席委員 なし

説明のため出席した者

市長、副市長、教育長及び副課長職以上の関係職員

事務局出席者

議会事務局長 中島 勝 議事調査課長 伊田成行
書記 松井哲也 今野千加

開 会 午後1時30分

○鈴木達雄委員長 ただいまから予算・決算委員会を開会いたします。

本日は、去る10日の本会議において、本委員会に付託されました議案のうち、第132号議案 平成27年度新城市一般会計補正予算（第4号）から第135号議案 平成27年度新城市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）までの4議案を審査します。

審査は、説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑は、お手元に配付の質疑通告順序表に従って発言を許可します。

なお、質疑者、答弁者とも予算審査の趣旨に沿って簡潔明瞭をお願いいたします。2問目以降の質疑は、答弁に疑義のある場合に質疑を行うものとし、新規の質疑は行わないようお願いいたします。

それでは、第132号議案 平成27年度新城市一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

初めに、歳出2款総務費の質疑に入ります。

最初の質疑者、打桐厚史委員。

○打桐厚史委員 それでは、通告に従いまして、第132号議案 平成27年度新城市一般会計補正予算（第4号）歳出2款1項18目、地域住民生活等緊急支援事業費、地域創生先行型事業ということで、17ページでございます。

11万円の予算が盛り込まれています地域プランニング事業費について、視察研修の成果及び地域への還元効果等を期待するものであるということ。それをどのように発信して検証するのか伺います。

○鈴木達雄委員長 中西市民自治推進課参事。

○中西幸成市民自治推進課参事 今回の補正につきましては、ことし3月議会で議論され、議決いただき、今年度繰り越しをいたしました国補助金補助率100%の地域住民生活等緊急支援交付金を活用した地域創生先行型事業経費について、平成26年度においては、すべ

て認められておりましたが、平成27年度に入り、国から職員旅費については一般財源で対応するようにとの指示がありましたので、今回補正をお願いするものであります。

○鈴木達雄委員長 打桐厚史委員。

○打桐厚史委員 その中身につきましては、私も記載しているものでございますが、どのように還元されていくのか期待しておりますので、その経過を教えてくださいと思います。

○鈴木達雄委員長 中西市民自治推進課参事。

○中西幸成市民自治推進課参事 今回の事業は、市民自治社会の実現のために自治区制度の先進地や地域力の衰退に歯どめをかける取り組みなどを視察するとともに、地域住民みずから視察を行うことにより、新城市を知ってもらい、都市間住民交流を図り、地域活性化を目的として行うものであります。

今後は、この視察先で得た情報や今後の自治区制度において参考となる手法、取り組みなどについてグループワークを開催し、新城市独自の地域ビジネスモデルによる地域活性化を目指していきます。

また、市民自治フォーラムを開催し、視察について報告を行い、市民に周知していくことを予定しております。

以上でございます。

○鈴木達雄委員長 打桐厚史委員。

○打桐厚史委員 大きく成果が出るような感じがいたしますが、それによって一般財源からの11万円の支出ということで、何人が視察研修に行かれるか、ちょっとわからないんですが、もう少し大きな成果をもたらすために、事業費を追加していったらいいんじゃないかなと感じました。意見です。

○鈴木達雄委員長 質疑はありませんか。

打桐厚史委員の質疑は終わりました。

2番目の質疑者、滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、歳出2款1項1目一般管理費、安全安心事業ということで、

安全・安心で快適なまちづくり事業、平和都市宣言のパネル作成費とのことですが、パネルの作成枚数と、その活用方法について、それから宣言文と本会議に出たわけですけども、同時の予算計上の特段の事由があるのかないのか。その辺についてお伺いいたします。

○鈴木達雄委員長 熊谷防災安全課長。

○熊谷和志防災安全課長 パネルの作成についてであります。3枚作成を予定しております。

大きさ、サイズであります。額縁タイプの横63センチ、縦87センチの内径がA1サイズであります。

材質につきましては、木製。色が茶系で額部分、フレームが25ミリ幅の厚さ13ミリの図がら入りであります。

宣言文につきましては、A1サイズでコンピュータレイアウト印刷したものを額縁に入れるものであります。

活用方法につきましては、宣言文制定周知のため、市役所本庁舎、鳳来総合支所、作手総合支所への3カ所、3枚を掲示するものであります。

同時の予算計上の特段の事由についてであります。合併10周年の節目に制定することで準備を進めてまいりましたので、先に制定しました市民憲章と教育憲章と同時に、記念式典での発表を考えておりましたので、議会議決後、早急にパネル作成、市民への周知の方法の1つとして、平和都市宣言の掲示予算を平和都市宣言の制定と同時に、9月議会へ上程させていただきました。

○鈴木達雄委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 パネルの細かい資料までありがとうございました。

パネルはいいとしてですね、その3枚を役所等に掲示して市民に周知ってということ、市民に周知もいいでしょうけども、宣言文の中には世界に向けてっていう、構えていたけども、世界に向けてどうやって周知される

んですか。

とりあえずそれだけお願いします。

○鈴木達雄委員長 熊谷防災安全課長。

○熊谷和志防災安全課長 世界ということで、今、考えているのは、3カ所パネルということですが、今後はいろんな形でそれぞれの周知方法があると思いますが、ニューキャッスルだとか、そういったメディアを通じて、いろんなところで発言、決意、宣言文を発信していければと思っております。

○鈴木達雄委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 いろんな形での周知かと思えますけど、特にこういうものは余り地方自治体が世界に向けてぎゃあぎゃあ言う必要はない。自分たちの思いでいいと思えます。

それから、市民に周知するということですけど、昨日の質疑、本会議での宣言文の質疑のときもそうだったんですけど、案文をつくる段階では、もう市民は一切ノータッチで、案文ができてパブリック・コメントをかけた。4名の市民から意見があっただけ。議会に出してきてしまった。作成過程には一切市民がかかわらず、市民自治社会を標榜する新城市としては、そういうやり方がいかなものかと思うんですけども、そういうことを少し反省した上での市民の周知、ただ掲示したり記念行事で発表するだけなのか、もう少しいろんな市民団体もありますし、地域協議会もあるし、市民自治会議もあれば、まちづくり集会実行委員会と、いろんな形の組織、団体あるいは市政にかかわっていただいている市民活動団体、委員会ありますので、もう少しそういう方たちに周知、本当は宣言文つくる前からそういう人たちと意見交換をするとよかったと思うんですけども、そういう活用方法も考えていくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○鈴木達雄委員長 熊谷防災安全課長。

○熊谷和志防災安全課長 確かに、今回の宣言文の発表については、非常に反省する点は

あると思います。宣言文の趣旨にもあるとおり、それぞれ歴史、文化、いろんなどころで、関係団体には、この宣言文決意については発信していきたいと思っております。

○鈴木達雄委員長 滝川健司委員の質疑は終わりました。

3番目の質疑者、加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 それでは、第132号議案平成27年度新城市一般会計補正予算（第4号）でございます。

歳出の2款1項1目一般管理費、庁舎建設事業、ページ数は17でございます。

基本設計の概要を市民に周知するための経費という概要説明があったんですけども、今後でき上がった段階でどのような方法で、市民にしっかり周知していくのか。

また、そして市民にどのような形で理解を得るのか。

そして、周知時期と言うか、説明時期はいつごろになるか、教えてください。

○鈴木達雄委員長 柴田契約検査課参事。

○柴田和幸契約検査課参事 周知の方法であります、次の2つとなります。

1つ目は、見直し後の基本設計の概要を住民投票の全有権者に郵送する方法であります。

2つ目といたしまして、新城文化会館大ホールで市民説明会を開催し、見直し後の基本設計の概要を説明させていただく方法であります。

時期につきましては、いずれも1月末を予定しております。

○鈴木達雄委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 今、市民、住民の全員に言うか、有権者の皆さんに言うかという形だろうと思うんです。その郵送と、文化会館の説明というのが1月末と。

先だって8月の段階だったと思うんですけども、それぞれ基本設計の見直し作業が12月末ぐらいであろう。

また、年が明けて説明時期がそういう形で

あろうっていう説明を受けて、そのような予定の話ですけど、これは今回、住民投票によって、現計画が見直せっていう形で敗北したわけなもので、新しく体育館側だけの中に、敷地の中に建てるという新しい基本設計って言うのかな、形、見直し案になると思うんですね。

このたった1回の説明で、終わってしまうのかどうか。補正予算では300万円余の予算を確か計上してあると思うんですけども、この郵送代と文化会館使用料とか説明、業界の説明というものを含めて、ある程度、もう少しその辺を詳しく教えていただきたいのと、もう1点はですね、1回の説明で市民に理解が得られるかどうか。この辺はどのようにお考えですか。

○鈴木達雄委員長 柴田契約検査課参事。

○柴田和幸契約検査課参事 今回の補正に挙げさせていただいておりますのが、先ほど申し上げました全有権者への郵送と新城文化会館を使用するための使用料というものであります。

新城文化会館を使用するには、使用料の支出を伴いますので、今回の補正予算に挙げさせていただきましたが、新城文化会館以外の開催につきましては、新城文化会館における運営の方法とともに、今後の検討課題であると考えております。

○鈴木達雄委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 今回の見直しの提案と言うか、市民に周知させるのは非常に私は大事だと思うんですね。

もしこの見直し案がまた批判を受ける、多くの批判を受けたときに、再度、再々度になるのか、の見直しになっていくと思うんですね。

今、今までそういういろんなこう事例って言うか、計画が発表されるのは、必ず発表した後、先ほど滝川委員でも出たんですけども、パブリック・コメントとか市民説明会を

開いたっていう形だけを取ってしまうっていうのが非常に強いんですね。

だけど、今回のこの庁舎建設っていうのは、本当に新都市の将来を占う大きな市民の生活等も含めてですね、大きな事業だと思うんですよ。

この補正予算、確かに予算の内容は郵送だとかそういうものだと思うんですけども、この予算だけで最終案として見直し案を考えているのか、もう一度教えてください。

○鈴木達雄委員長 柴田契約検査課参事。

○柴田和幸契約検査課参事 今回の見直し後の基本設計の説明につきましては、先ほど申し上げました方法、それからこれから検討する課題といたしました文化会館以外での説明ということになるかと思いますが、前回の住民投票、この結果を踏まえまして、それを受けて選択肢2というものを選んだという前提がございます。その前提のもとに今回見直しをしているということで、7月には申し出がありました求める会からの実務協議も行ってあります。

引き続き、議会には、4つのパターンにつきまして御意見を願っているところでございますけれども、こういった中で、そういった過程の中で引き続き御意見をいただく門戸は開いておりますけれども、基本的にはそういった意見をいただきながら最終的に12月に基本設計をまとめるとしてあります。

基本設計をまとめる12月の段階では、大きな手直しはないということで進めていきたいというふうに考えております。

○鈴木達雄委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 今いろいろ門戸を開くという形の御回答もいただいておりますけれども、広く市民からいろんな御意見が出て、それが12月に最終的に絞って固まったと。この案が今、言った年明けの説明会になろうかと思うんですけども、恐らくいろんな御意見っていうのはいろんな市民から多く出るか少なくて出

るかわかりませんが、結果的に、私は一番思うのは、この予算の使い方とですね、一番心配してるのは、これで終わりなんだと、市は。そういう姿勢で行かれるっていうか、今までの経緯を見て、それが非常に強い。

それから、もう1点ですけども、文化会館以外で説明会に出かけるっていうこともちょっと今お話をされたと思うんですけども、それは各地区にきめ細かくこの説明会に回る予定もあるのですか。教えてください。

○鈴木達雄委員長 柴田契約検査課参事。

○柴田和幸契約検査課参事 ほかの各地区での説明会ということでございますけれども、先ほど申し上げましたように、文化会館の大ホール、これにつきましては実施をいたします。

運営の検討課題の中で、ほかの地区でこれを行う、行わないを今後検討課題としておりますので、まだそれをどういう形で実施するか、その辺のところについてはまだちょっとお答えできないということでございます。

それから、基本設計、これをまた固めますが、その段階でいただいた意見で、これまた実施設計で生かせるものにつきましては、また実施設計の中で採用していけるものもございまして、そういったところで市民の意見を生かせるところもあるかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○鈴木達雄委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 各地区の説明会って、各地区説明会を今後検討してどのようにするかっていう御回答で、まだ決まってないということですけども、では文化会館で行うっていうことは確定している、この予算で通れば確定っていう形になりますけれども、これは市民に出てきてくださいよ、出てこいと、逆に言うと、市がつくった最終案になるかどうかかわかりませんが、そういう市民を集めて、この場合は1,300人、席が最高かな、1,300、満杯に入っても1,300人に説明会を開く。私は市民に対してまでそういう会合を開くから

出てこいって言うか、文化会館に一堂に会してやるからって言うよりも、各地区に出かけてきめ細やかに説明して、市民の理解を得るべきだと思うんですけども、このどうも今回の補正予算の使い方でもう1点、各有権者に郵送と。この有権者に郵送って言うことは前回の住民投票でもあったように、1軒で有権者が6人おれば6枚届く。10人おれば10枚届く。非常にそれだけでも数百万円の税金の無駄遣いになるのではないかなと思うんですけども、なぜ有権者に対して、一般の家庭でいけば夫婦、子供2人とか、有権者が4人おれば、1通の中に4人分入れれば済むと思うんですけども、この予算の考え方についてもう一度教えてください。

○鈴木達雄委員長 柴田契約検査課参事。

○柴田和幸契約検査課参事 住民投票の全有権者に送付するという事についてですが、住民投票実施の際にですね、住民投票広報、これにつきましてもすべての全有権者の方に直接郵送という形で、お一人お一人に届くような形を取りました。

その効果もあったかと思いますが、56%の方が住民投票に足を運んでいただいたということがございます。

そうしたことを考えますと、今回、住民投票の行った後の、見直し後の基本計画、これにつきましても最大限の工夫をする必要があると考えております。であればですね、結果につきましても住民投票の全有権者に送ること、これが市の説明責任としては重大な方法であるというふうに考えておまして、今回、住民投票の広報と同じように、全有権者に送らせていただくという考えでおります。

○鈴木達雄委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 私そこが納得できないんですけども、住民投票の結果、住民投票のやり方と同様なやり方のほうが、よりそれぞれの市民、有権者に対して周知徹底できるかと思うと、そうではなくって、やっぱり御家族の

中からって言うか、御家族の範囲の中でも十分この家族間での話し合いって言うか、この書類が来た中で、1つの封書の中に皆さんの物を持って言うか、権利者の、有権者の物を同封すれば、4通行くのが1通で済んで、そこで家族間でしっかり今度のって言うか、見直し案がどうだこうだって言う家族の中での検討ができると思うんですね。それぞればらばらに行ってしまうと、ばらばらで行って、封もあける人もおればあけない人もおってしまうかもしれない。投票とは全然私は意味が違おうと思います。今度の案って言うのは恐らく市も最終案として考えているだろうと思いますので、もう少し郵送の方法って言うか、あれも考えていただきたいし、まずその点、考える余地があるかないか、お願いいたします。

○鈴木達雄委員長 穂積市長。

○穂積亮次市長 住民投票は、それぞれの有権者の皆さんの自由な意思表示をお願いいたしました。それがために家族単位、世帯単位での投票をしていただいたわけではなく、個々人の判断、個人の良心、心情に基づいて投票していただくという趣旨でございました。そしてその投票結果を受けての見直しをどのように市が行ったのかということの伝達でございますので、当然それぞれの有権者単位でお伝えをし、またそれぞれのはらで落としていただくこと、御家族の中で議論をするのはもちろん自由でありますし、地域や職場でもそういう議論がわき起こることは当たり前ですが、要は、住民投票は個々人の自由な秘密投票で行ったという上に立って、今回個々の皆さんに送らせていただくものでございますので、住民投票の上での説明として、あるべき姿だと私自身は思っております。

○鈴木達雄委員長 加藤芳夫委員の質疑は終わりました。

4番目の質疑者、白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 第132号議案について質疑いたします。

歳出2款1項1目一般管理費、庁舎建設事業、17ページになりますが、加藤委員の質疑で、周知方法については理解はしましたが、その方法を考えていきますと、従来のやり方と言いますか、庁舎問題をこの議会でもかなりの回数の市民説明を行ってきたと。議会の議決ももらったということで、市民の理解は得られたということ強調されてきましたが、結果的には多くの市民の皆さんは逆の判断をされたという状況です。

資料提供のあり方、説明のあり方が今回問われたというふうに思うんです。それで質疑のほうでも資料提供のあり方を問うたというふうに質疑をさせていただきました。説明の仕方ですね、これから1月末までは、基本的にはどのような説明がされるかわからない。多くの市民の皆さんはもしかしたら結果しかわからないという状況になる可能性があります。これは住民投票を求められた状況と同じことの可能性があると思いますが、住民投票を求める前に市が説明を行いました、そのやり方と今回のやり方、どのように違うのか。どのように配慮して二度と同じ間違いを起こさないような仕組みにしたのか。お伺いします。

○鈴木達雄委員長 柴田契約検査課参事。

○柴田和幸契約検査課参事 これは6月の議会でもお答えをしているかと思いますが、これまでの庁舎に関連する説明会、基本設計にかかわります説明会で申しあげました基本設計方針市民説明会、基本設計概要説明会、基本設計案市民説明会あるいは広報ほのか、ケーブルテレビ、市政報告懇談会など、あらゆる機会を通じて市民説明、意見を聴取してまいりました。

そうしたステップに基本的には間違いということはないと考えております。一定の説明責任も果たしてきたというふうに考えています。

ただ、結果的に市の説明が理解されたかと

いうことにつきましては、それ以前の問題として、庁舎建設事業に関する全市的な関心を高め、その上でしっかりと情報提供をすべきであったと認識しておりますというふうに6月の時点でもお答えしておりますが、今回この住民投票を受けての市民説明に当たりましては、基本的に先ほど申しあげましたように、すべての全有権者に直接郵送するという1つのこれも工夫だと考えております。

それから、市の情報の提供の仕方、これにつきましても御意見はいただいたとおりのところもございますので、市民説明会、文化会館で行う市民説明会、そうしたものに向かいますのは、議会のほうにも御意見をいただきながら、市民に新庁舎建設の基本計画がどう伝わるか、そういったところを今後きちんと詰めて市民のほうにきっちり説明できるような形に持っていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○鈴木達雄委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 理解ができないんですが、結局は住民投票前の説明がさまざまな方法で市民に伝えたと。しかし理解されなかった。

今回は理解されるように努力するということであれば、何も変わらないんですね。

結論だけしか多くの市民はもしかしたら得られないか知れない。

一番の問題は、やはり経過、どれだけの多くの市民の皆さんが審議経過を理解できたかということになると思うんですね。基本設計、基本構想、いろいろ段階は踏んだかもしれませんが。

しかし、その段階、段階でどれだけの人たちがその内容に興味を示したのか、理解をしたのか。これが足りなかったんですね。だとしたら、この説明のあり方、これが問題になると思うんです。340万円ですか、この予算で果たして市民の皆さんに十分な責任を果たせるのかということを考えていくとですね、今の御答弁ですと同じことを繰り返すと思う

んです。

1月末、最終段階ですよ、もう市民の皆さんに説明するのは、それまでに具体的にどのように説明するかという道筋も今ないわけです。これで1月に市民の皆さん、これで了解してくださいということにはならないです。説明のあり方が問われたのに、また同じことを、同じ過ちを繰り返そうとしているんで、説明の仕方、これ再度検討すべきじゃないでしょうか。

○鈴木達雄委員長 柴田契約検査課参事。

○柴田和幸契約検査課参事 今回、住民投票の見直し後の結果を郵送するということは、これ先ほど申し上げましたように、住民投票の住民投票広報でも行いました。これはですね、すべての有権者の方にきちんと伝わる方法として、現時点で考える最善の方法だというふうに考えております。

一連の基本設計の現計画を策定する段階での説明会、これに比べればですね、工夫としてはある程度効果を上げていたというふうに思いますし、今回の郵送もある程度の効果は上げることができるというふうに考えております。

郵送する中で、文化会館の大ホールでの説明会につきましても御案内を入れさせていただいて、関心を持っていただく方、すべての方が関心を持っていただければ結構なんです、なかなかそういう状況ではないということを一方で感じておりますので、そういった関心を持っていただいた方、これにつきましてはぜひ文化会館に足を運んでいただき、そこでしっかりした説明をさせていただきたいというふうに考えております。

○鈴木達雄委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 認識がおかしいと思うんですね。すべての人には理解してもらえないと言うか、認識してもらえないというようなことを一方で思いながらですよ、1月末の郵送、その後の文化会館の説明を設定しているわけ

ですよ。どれだけ多くの人、市民に理解してもらえるのか。そのためにあらゆる手を尽くそうという、そういう視点が欠けてるんです。それが住民投票を求められた結果じゃなかったんでしょ。だからそれを教訓とするのであれば、なぜ住民投票を求められたかっていうのは明らかなんです。市民の思いに伝えられなかった。市民がどういうところに興味を持っているかが理解できなかったからですよ。いや、今一番問題なのは、庁舎、これからどうなっていくのかわからない状況に市民は置かれてるんです。3階建てになるのか30億円になるのかわからないんですよ。委員長、注意してください。

○鈴木達雄委員長 簡潔明瞭に質疑をお願いします。

○白井倫啓委員 わからない状況に置かれてるんです。3階建て30億円かわからない状況の中で、これから1月末まで結論しか得られないかもしれない。だったら今やるのは、説明の仕方を考えるべきじゃないかと言ったのは、結論だけを待つのではなくて、もっと明確にですよ、3階建て30億円というものが住民投票で求められたんだったら、3階建て。

○鈴木達雄委員長 白井倫啓委員に申し上げますけども、補正予算の。

○白井倫啓委員 補正予算ですよ。

○鈴木達雄委員長 議案に従って、通告に従った範囲で再質疑をお願いします。

○白井倫啓委員 通告に従うんですよ。だってこれ説明の予算ですよ。

○鈴木達雄委員長 質疑に移ってください。

○白井倫啓委員 だから説明のあり方を考える必要があるんです。本当にこの金額が適正なのか。これを問うてるんですよ。質疑ですよ、これ明確に。

○鈴木達雄委員長 再質疑してください。

○白井倫啓委員 ですから、3階建て30億円というもの。

○鈴木達雄委員長 広げないように再質疑を

してください。

○白井倫啓委員 これを具体的にまず可能か不可能か、なぜ不可能なのか。これを明確にしないから今あいまいになってるんですよ。

○鈴木達雄委員長 その点については補正予算の関連とは。

○白井倫啓委員 いや、補正予算の関連なん、説明の。

○鈴木達雄委員長 外れていると思いますので、もとに戻してください。

○白井倫啓委員 説明の順番を考えるとやってる。

○鈴木達雄委員長 補正予算の疑義の問いについて、疑義ある点について再質疑をお願いします。

○白井倫啓委員 いや、補正予算の質疑じゃないですか。

○鈴木達雄委員長 続けてください。

○白井倫啓委員 説明をどうするかという、これは予算、補正予算じゃないですか。

○鈴木達雄委員長 その点はいいです。

○白井倫啓委員 だとしたら、説明のあり方を今、求めとるわけです。

[発言する者あり]

○鈴木達雄委員長 あり方は結構です。
静かにしてください。

○白井倫啓委員 ちょっとうるさいんで、どうかしてください。質疑をしてくれっていうので、質疑してるんで、うるさいんですよ。

○鈴木達雄委員長 質疑を続けてください。

○白井倫啓委員 まず、注意してください。注意。

○鈴木達雄委員長 続けてください。

○白井倫啓委員 注意をしてくださいよ。

○鈴木達雄委員長 続けてください。よろしいですか、もう。

○白井倫啓委員 おかしいじゃないですか。

○鈴木達雄委員長 質疑はもうありませんか。

○白井倫啓委員 いや、注意をしてから質疑します。同じことが続いたら質疑できないん

で。

○鈴木達雄委員長 全委員の皆さんに申し上げますけども、質疑している最中はなるべくやじ等はしないようにお願いします。

質疑を明瞭に。

[「進行」と発言する者あり]

○白井倫啓委員 これからの説明をどうあるのかということ、この補正予算の中で議論をする必要があるんですよ。質疑する必要あるから言ってるわけです。結論だけを説明するのではなく、その経過をどのように市民と共有するのかが必要なんですよ。

ですから、3階建て30億円が求められたんだったら3階建て30億円がどうなのか。こういう説明を踏まえてこれからの何カ月かをやっていく必要があるんじゃないですか。

ですから、説明会はその都度その都度やっていくべき、市民の中にどんどん入っていくべきじゃないか。それが住民投票で得た教訓じゃないですか。

○鈴木達雄委員長 答えられますか。

柴田契約検査課参事。

○柴田和幸契約検査課参事 関心のない方に説明しないというわけではございません。すべての方に郵送いたしますので、それはすべての方に基本的には見ていただける機会があるかというふうに思っております。

[発言する者あり]

○鈴木達雄委員長 手を挙げて指名してから発言してください。

○柴田和幸契約検査課参事 その後にですね、関心を持たれた方につきましては、文化会館にお越しただいて説明をさせていただくということになります。

今、言われた経過、これにつきましても郵送する基本計画の概要、この中にはですね、基本設計、それから概算事業費、それとそれに伴う財源計画、それから住民投票後、ここに至るまで、基本設計の見直し後の設計に至るまで、その過程をすべて盛り込んで作成を

いたしますので、今、委員が言われたような点につきましても、そこのところまで皆さんに伝わるのではないかというふうに考えております。

○鈴木達雄委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 最後にしますが、1月末をもって、その案をもって、例えば市民の皆さんが納得できないということになったときに、見直しは続くわけでしょうか。それが最終結論なのでしょうか。

○鈴木達雄委員長 予算質疑とは少し外れていると思いますけども。

質疑は以上ということよろしいですか。

〔「議事進行」と発言する者あり〕

○鈴木達雄委員長 白井倫啓委員の質疑は終わりました。

次の質疑、続けて白井倫啓委員、お願いいたします。

○白井倫啓委員 続きまして、歳出ですが、2款1項9目企画費、広域行政事業、17ページですが、事業内容は何か。

また、なぜ補正対応なのか、お伺いします。

○鈴木達雄委員長 林企画政策課長。

○林 治雄企画政策課長 今回計上しました負担金については、広域連合で行います東三河アンテナショップ構想の具体化に向けた調査への負担金でございます。

東三河広域連合では、設立当初から新たな連携事業の調査研究を行うとともに、事業の具体化に向けた検討を行うこととしております。

そうした中、今回行います調査は、既存の首都圏アンテナショップの課題整理と成功要因や失敗要因の分析、また今後さらにふえると見込まれます訪日外国人観光客のニーズや首都圏住民へのアンテナショップの利用目的や頻度を把握するためのアンケート、またさらには東三河の特産品に関する流通状況の調査などを行うものでございます。あわせて、その結果を踏まえた東三河のアンテナショッ

プモデルの構築を行うものでございます。

また、補正対応に至った経緯でございますが、連携事業の調査研究の事業内容が決まったこと、また本年度より愛知県で新設されました「元気な愛知の市町村づくり補助金」の詳細が示されまして、財源の一部として活用することで各市町村の負担を減らし、早期に取り組むことが可能となることから、今回補正をお願いするものでございます。

以上です。

○鈴木達雄委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 今回のこの事業は、広域連合でまず議決されたということですね。確認です。

○鈴木達雄委員長 林企画政策課長。

○林 治雄企画政策課長 先の8月の東三河広域連合の議会におきまして、関連する予算については承認されております。

○鈴木達雄委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 何か不思議な今回、補正だというふうに思ってるんですが、この議会でもこの件については議論はしたことありませんし、広域連合で議決されたものがそのまま各市町村が補正を組むということが当たり前になってしまったときに、各市町村は広域連合の議決を有無も言えずに執行するという可能性が出てくるわけですが、今回、広域連合の議決に対して、新城市としてはどのような検討を行ったのか。今後、例えばこういうような議決が行われて、各市町村に負担が求められたときに、どういう対応をするのか、その議論はされたのか、お伺いします。

○鈴木達雄委員長 林企画政策課長。

○林 治雄企画政策課長 今回の関連につきましては、議会、8月議会にかかります前に、東三河市町村長の会議等で検討しております。

○鈴木達雄委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 心配なのは、広域連合で決められたことが市町村に強制的に押しつけられるという可能性が今後出てくるんじゃない

かということをご心配してのわけでは、

広域連合で議決される、その後が市町村の対応ということになります。今後、各市町村の自由度、このところほどのように保障されるのか、その検討はしているのか、お伺いします。

○鈴木達雄委員長 林企画政策課長。

○林 治雄企画政策課長 東三河連合につきましては、8市町村同意のもとで進めていく、いかなければいけないというふうに考えておりますので、もし市町村での総意があれば、そのあたりにつきましては市町村長会議等を取りまとめ、まとまったものを議会等に提案していく形になるかと思っております。

○鈴木達雄委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 質疑の仕方が悪いのか知りませんが、広域連合は議員が構成しているわけですね。議会のほうで、広域連合議会のほうで決められた、議決されるということになったときは、それは各市町村が予算化するしかないと思うんです。

心配なのは、広域連合議会で、例えばいろんな議決がこれからされてくると思いますが、その段階で各市町村の方向と違うものが例えば出たとき、これは各市町村の自由度、判断しているのはどの程度保障されるというような御認識かということでお聞きしました。

○鈴木達雄委員長 穂積市長。

○穂積亮次市長 広域連合は8市町村で構成する特別地方公共団体でございます。独自の執行機関と意思決定機関を持って運営をしております。

したがって、各市町村に負担金を求める場合には、広域連合としての事業化を行い、広域連合議会で御審議をいただいて議決をしたものが各市町村議会に提案されてくるという流れは、1つは当然あり得るものだと思います。

その中で、強制云々というお話が出ましたけれども、各最終的な負担をするかどうかは、

各市町村、自治体の意思決定にゆだねられているわけですので、例えば極論の話、この事業に新城市として参加する必要がないという判断を議会が下された場合は、負担が当然否決されるものというふうに思います。それはそれぞれの各市町村の自治体の判断があらうと思います。

そして、それに対しては、広域連合は逆に各当該の自治体に対してさまざまな勧告を行ったりですね、さまざまな注意措置をしたりすることができる。そういう関係になっておりますので、それぞれ独立した意思を持ちながら決定をそれぞれ積み上げていく仕組みとなっておりますので、今回も同様な意味で御審議をいただければと思います。

○鈴木達雄委員長 白井倫啓委員の質疑が終わりました。

5番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、通告順に従いまして、質疑をさせていただきます。

第132号議案 平成27年度新城市一般会計補正予算（第4号）、歳出です。2款1項1目一般管理費、庁舎建設事業、ページ数17ページ、有権者データ抽出業務委託料とは何か伺います。

○鈴木達雄委員長 柴田契約検査課参事。

○柴田和幸契約検査課参事 有権者データ抽出業務委託料は、見直し後の基本設計の概要を住民投票の全有権者に郵送するために必要となるあて名データを住民投票の際に用いた期日前投票システムから抽出するための経費であります。

なお、住民投票後に亡くなられた方、あるいは市外へ転出された方につきましては、見直し後の基本設計の概要を送付いたしませんので、あて名データは作成することはございません。

○鈴木達雄委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 先ほどの答弁では、見直し後の4案の概要を有権者に送付するという予

定であて名のデータを抽出するというものだったと思いますが、見直しの4案の資料を渡すということなのですが、先ほどの一般質問の中でも、見直し案の概要ですね、4案の情報が、公安協議がまだ固まっていないという答弁もありましたし、また情報が、先ほどもスイッチバックができるとかロータリー方式ができる、できないとか、そういった情報の流し方も一転、二転、三転しましたので、これ二の舞にならないのかなと。情報の内容ですけどね、思っ

○鈴木達雄委員長 浅尾委員に申し上げます。簡潔に再質疑をお願いします。

○浅尾洋平委員 わかりました。

○鈴木達雄委員長 予算質疑の趣旨に従ってお願いします。

○浅尾洋平委員 データの内容です。

○鈴木達雄委員長 簡潔明瞭に。

○浅尾洋平委員 ほかのトンネル案にも、一般質問でも多数の委員が。

○鈴木達雄委員長 浅尾委員に申し上げますけども、通告内容は、有権者データ抽出業務委託料とはという内容でございますので、今の。

○浅尾洋平委員 委員長、その中で。

○鈴木達雄委員長 簡潔明瞭をお願いします。

○浅尾洋平委員 概要を送付するという内容が。

○鈴木達雄委員長 再質疑。

○浅尾洋平委員 今、答弁ありましたので、その。

○鈴木達雄委員長 移ってください。

○浅尾洋平委員 質疑です。

○鈴木達雄委員長 移ってください。

○浅尾洋平委員 もうすぐ終わりますので、ちょっとお待ちください。

そして、つまり不確定な情報を有権者に配布していいのかというふうに思ったんですが、そこを市の責任として負えるのかどうか、伺います。

○鈴木達雄委員長 浅尾委員に申し上げますけども、予算の質疑とは範囲を異なっていると

○浅尾洋平委員 委員長、ですから。

○鈴木達雄委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 送付する中の、そしてその中に概要を入れた物を送付するというのでしたので、その内容について今お聞きして

○鈴木達雄委員長 柴田契約検査課参事。

○柴田和幸契約検査課参事 郵送する物は見直し後の基本設計の概要でございます、4案を送付するものではございません。

○鈴木達雄委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 4案は送付しないということでしょうか。

○鈴木達雄委員長 柴田契約検査課参事。

○柴田和幸契約検査課参事 4案は送付するものではございません。

○鈴木達雄委員長 浅尾委員、次の質疑に移ってください。

○浅尾洋平委員 それでは、2款3項1目戸籍住民基本台帳費、住民基本台帳ネットワークシステム管理事業、17ページでございます。

個人番号カード交付事業（1,982万円余）とは何か、伺います。

○鈴木達雄委員長 長屋市民課副課長。

○長屋靖子市民課副課長 個人番号カード交付事業につきましては、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行に伴う、個人番号の通知と個人番号カードの交付に係る事業の経費であります。

主な内容としましては、個人番号カード交付に係る専用窓口のための臨時職員賃金、総合端末機の設置、個人番号通知と個人番号カードに係る地方公共団体情報システム機構への事務費交付金です。

以上です。

○鈴木達雄委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 先ほどの答弁ですと、今、言われる、国が進めているマイナンバー制度のかかわる事業でという認識でよろしいでしょうか。

○鈴木達雄委員長 長屋市民課副課長。

○長屋靖子市民課副課長 そのとおりでございます。

○鈴木達雄委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 今、国のマイナンバー制度の事業として進めている事業だということなのですが、今、情報流出とかなり済まし、完全にはこれ防ぐことはできないと、国会審議でも明らかになってるんですが、新城市としては、これを進める中で、情報の流出はなく、セキュリティは絶対大丈夫だというふうな考えなのか、市の認識を伺います。

○鈴木達雄委員長 長屋市民課副課長。

○長屋靖子市民課副課長 カードに関しまして、プライバシーが流出をするということはありません。

○鈴木達雄委員長 浅尾洋平委員の質疑は終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。

歳出2款総務費の質疑を終了します。

次に、歳出3款民生費の質疑に入ります。

質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 132号議案 平成27年度新城市一般会計補正の4号であります。

歳出の3款1項1目であります。社会福祉総務費の中の戦没者遺族援護事業、資料19ページであります。

戦没者遺族援護事業の中で、なぜこの時期に共済費、そして賃金の補正が発生したのか、お伺いをいたします。

○鈴木達雄委員長 田中福祉課長。

○田中秀典福祉課長 平成27年4月より「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金」の支給申

請の受け付けを開始しております。

これまで担当職員により対応をしてきましたが、1件当たりの受け付け事務に時間がかかり、通常業務に影響をいたしますので、臨時職員の採用により窓口対応の充実を図るものです。

今後は、遺族会等を通じ、さらなる広報周知を図り、申請もれを少しでも少なくなるよう窓口対応の充実を図るものです。

以上です。

○鈴木達雄委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 ここで資料で出ています共済費が8万7,000円、それから賃金が53万9,000円の62万6,000円ですが、この共済費っていうのは弔慰金として払う分の共済費なのか、どういったものか、お願いします。

○鈴木達雄委員長 田中福祉課長。

○田中秀典福祉課長 あくまでも臨時職員に対する共済費になっております。

○鈴木達雄委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 先ほどの御答弁の中で、正規の職員では対応が難しい。よって臨時をとということではありますが、臨時職員は何名の対応で。

○鈴木達雄委員長 田中福祉課長。

○田中秀典福祉課長 1名の方を予定しております、期間的には4カ月程度を予定しております。

○鈴木達雄委員長 山口洋一委員の質疑は終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。

歳出3款民生費の質疑を終了します。

次に、歳出4款衛生費の質疑に入ります。

質疑者、中西宏彰委員。

○中西宏彰委員 第132号議案 平成27年度新城市一般会計補正予算(第4号)、歳出4款2項2目廃棄物収集処理費、廃棄物収集運

搬事業、23ページです。

どのような理由で補正予算が必要になったのか、お伺いいたします。

○鈴木達雄委員長 山本環境課長。

○山本光昭環境課長 今回の補正につきましては、廃棄物収集業務委託料のうち、作手地区の可燃ごみ収集に係る委託料について増額をするものです。

現在、作手地区では火曜日と金曜日の週2回、家庭から出る可燃ごみの収集を行っていますが、火曜日については委託、金曜日については直営で収集しております。

7月に、臨時職員の急な退職が2名ございまして、粗大・不燃の収集運搬、資源の分別作業、クリーンセンターの管理業務等も含めた業務体制の見直しを総合的にしました結果、作手地区の金曜日に可燃ごみ収集を委託する必要が生じたものでございます。

○鈴木達雄委員長 中西宏彰委員。

○中西宏彰委員 作手地区のことだけで、これは対応できるということで、ほかの地区のほうのことは今の内容で行くと足りてるということでしょうか。

○鈴木達雄委員長 山本環境課長。

○山本光昭環境課長 先ほど申し上げましたように、粗大・不燃の収集運搬、それから資源分別作業、クリーンセンターの管理業務等も含めていろいろ対応いたしまして、既に7月末で2人退職いたしましたので、8月から業務に支障がないように回しておりますけども、どうしても作手の可燃の収集はですね、ありますと、なかなか職員の手当てが難しいということございまして、そのために今回補正対応をさせていただくことになりました。

○鈴木達雄委員長 中西宏彰委員の質疑は終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。

歳出4款衛生費の質疑を終了します。

次に、歳出6款農林水産業費の質疑に入ります。

質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 議案は同じでありますので、6款3項2目の林業振興費、市有林管理事業についてお尋ねをします。資料29ページでございます。

運搬委託料と施業委託料の内訳、合計でこれ1,875万3,000円の減額補正でありますので、の内訳と今後の見通しについてお伺いします。

○鈴木達雄委員長 太田森林課長。

○太田福一森林課長 初めに、運搬委託料と施業委託料の内訳について説明させていただきます。

当初予算では、作手田代及び北山市有林における施業委託料として、間伐作業などの施業委託面積15.38ヘクタール、委託料として2,530万6,000円を計上しております。

また、間伐のうち販売可能材として1,800立米を見込み、その材の運搬委託料として607万5,000円を計上し、合わせて3,138万1,000円を当初予算として計上させていただいております。

しかしながら、本年度に入り、事業充当を予定しておりました県の森林環境保全直接支援事業補助金が大幅な減額の内示となったことから、今回、歳出予算の減額を計上させていただきました。

補正後の事業計画では、作手田代市有林における施業は次年度以降に送り、本年度は北山市有林のみの事業実施とさせていただきます。

事業内容としましては、施業委託料として、間伐作業などの施業委託面積7.45ヘクタール、委託料1,032万4,000円、また間伐のうち販売可能材として682.5立米を見込み、その材の運搬委託料として230万4,000円を計上し、補正後の事業費としましては、合わせて1,262万8,000円であります。

次に、今後の見通しであります。田代市有林、北山市有林については、5カ年に、それぞれ5カ年の計画期間とする森林経営計画を立てております。この計画期間内に森林経営計画に沿った森林整備ができるよう、各補助メニューを活用しながら、円滑な実施のため関係機関に働きかけてまいりたいと思っております。

以上です。

○鈴木達雄委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 所要の状況は相わかりましたが、本来であれば歳入、歳出両方で聞かなければいけないんですが、これだけの流木、要するに物が売れなかった。買っていただけないってことです。ちなみに歳入の部分で1,241万円の実は売り払い収入の減額がありますが、これはその分に該当するんですか。

○鈴木達雄委員長 太田森林課長。

○太田福一森林課長 そのとおりです。

○鈴木達雄委員長 山口洋一委員の質疑は終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。

歳出6款農林水産業費の質疑を終了します。

次に、歳出7款商工費の質疑に入ります。

質疑者、村田康助委員。

○村田康助委員 歳出7款1項3目観光振興費、湯谷温泉街振興事業、29ページです。

温泉加温施設更新調査業務委託料について、業務内容についてお伺いいたします。

○鈴木達雄委員長 榊原観光課長。

○榊原法之観光課長 お答えさせていただきます。

市が保有する湯谷温泉加温配湯施設は、施設整備後15年を経過し、ボイラー本体の老朽化のため、更新時期を迎えております。

このような状況から、湯谷温泉加温施設の

設備更新の方向性を検討するに当たり、現行の重油ボイラーでの更新を検討するとともに、環境に優しく、森林資源の活用や地域内循環をベースとしました再生可能エネルギーとして全国的に導入事例が広がっております木質バイオマスボイラー利用が可能かどうか、比較検討する必要があります。

御質問の委託する調査業務内容につきましては、既存施設の課題等を整理した上で、燃料調査といたしまして、1つ目、木質バイオマス燃料の種類及び周辺地域での燃料製造状況調査。2つ目としまして、燃料調達可能量、コスト、製造可能性調査を実施してまいります。

また、木質バイオマスボイラー設備の検討といたしまして、1つ目、導入対象施設のエネルギー使用の状況調査。2つ目としまして、ボイラー導入最適規模や最適燃料の検討。3つ目といたしましては、ボイラーの設備の概念設計。4つ目としまして、導入に当たっての法規制の整理や公的補助金の活用事例等の調査を行ってまいります。

こうした木質バイオマスボイラーの導入可能性に関する調査結果を踏まえ、重油ボイラー更新時と導入時の初期投資、また運転中のランニングコスト、その他経費の発生の有無を含めたトータルコストを比較しながら、将来にわたり最適な加温方法を判断するための基礎資料を作成するものです。

以上でございます。

○鈴木達雄委員長 村田康助委員の質疑は終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。

歳出7款商工費の質疑を終了します。

次に、歳出8款土木費の質疑に入ります。

質疑者、山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 第132号議案 平成27年度

一般会計補正予算（第4号）です。

歳出8款2項3目、道路新設改良費、交通安全施設整備事業費、31ページです。

事業内容にある交差点カラー舗装5カ所について、場所と選定理由及び内容、補正で増額する必要性について伺います。

○鈴木達雄委員長 内藤土木課長。

○内藤幹生土木課長 交差点部のカラー舗装予定箇所につきましては、富永地内で2カ所、杉山地内で1カ所、須長地内で1カ所、栄町地内で1カ所の計5カ所です。

選定理由につきましては、富永の2カ所につきましてはもともと点滅の1灯式信号機が設置してありましたが、ことし警察署が点滅信号機を撤去したことに伴い、交差点部にカラー舗装を施工し、安全を確保しようとするものであります。

杉山地区につきましては、過去に衝突事故が発生しており、危険度の高い交差点であるため、早期な対応が必要であると判断いたしました。

須長地内につきましては、市道須長線と市道八束穂県社線の交差点部で、ともに2車線の改良済み道路ですが、信号機もなく、交通量も多いため、早期な対応が必要と判断いたしました。

栄町地内につきましては、まちなかの細い道の交差点ですが、家の建ち並ぶ中で見通しが悪いため、こちらについても早期な対応が必要と判断いたしました。

以上の5カ所につきましては、いずれも危険性が高く、早期な対応が必要であるため今回補正でお願いするものであります。よろしくお願いたします。

○鈴木達雄委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 そうしますと、ここには歩道、カラー歩道はないわけなんですけれども、交差点補正という形ではないわけですが、カラー舗装、カラー歩道ですか、をする過程で、こういった交差点のカラー舗装化が必要にな

ったということではないんですか。

○鈴木達雄委員長 内藤土木課長。

○内藤幹生土木課長 今回の部分につきましては、交差点部の危険箇所をカラー舗装することによって危険箇所を色づけによって安全確認ができるような部分ということで舗装をさせていただいて、通常の路側のカラー舗装とは異なります。

○鈴木達雄委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 そうしますと、通常のカラー舗装等については、大体、当初予算等でカバーできると、そういう判断ですが、これまでもそういう形でやってこれたわけですか。

○鈴木達雄委員長 内藤土木課長。

○内藤幹生土木課長 今回、補正予算ですので、緊急を要するものということで交差点のカラー舗装を計上させていただきました。通常のカラー舗装、歩行者用のカラー舗装につきましては、自治区予算だとか当初予算で計上しておりますので御理解ください。

○鈴木達雄委員長 山崎祐一委員の質疑は終わりました。

以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。

歳出8款土木費の質疑を終了します。

次に、歳出10款教育費の質疑に入ります。

最初の質疑者、山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 10款1項3目教育指導費、不登校対策事業、33ページです。

不登校いじめ専門相談員用の携帯電話購入費等とありますが、なぜ補正予算なのか、必要性和活動内容及び実績についてお伺いたします。

○鈴木達雄委員長 夏目学校教育課長。

○夏目真治学校教育課長 不登校いじめ専門相談員は、主に家庭、学校、関係機関への訪問などで外へ出かけることが多く、出先では子供の実態に即した対応をしたり、学校、家

庭、そしてあすなろ教室、関係機関と情報交換をしたりするなど、不登校、いじめに関する本人、保護者、学校等の悩み解決への支援をしております。

そのため、相談希望も多く、平成26年度の相談回数につきましては、家庭訪問375回、相談者来庁33回、関係機関との情報交換197回でした。定期的に相談していた子供の数は、小学生5人、中学生19人の24人です。

このような活動の中で、訪問先からの急な面談の時間の変更だとか相談員から連絡をとったり、あるいは電話相談をしたりということも多くあります。

また、相談員は家庭訪問等で外出することも多いので、固定電話でスムーズな対応が取りにくいという現状があります。業務内容は守秘義務を伴うものであり、相談相手と他人を介さずに相談員と直接連絡をとれる体制ができることで、相談者の安心感、信頼感が増すと思われまます。

さらに、相談員専用の携帯電話があると、相談員が変わっても同じ連絡先を提示することができますので、継続的な相談活動がしやすくなると思います。

本年度から新しい相談員となり、昨年度の方より通勤距離が遠くなったので、その差額分の交通費がふえることと、相談員専用の携帯電話の購入代と通信費が発生することから、増額補正の必要性が生じました。

○鈴木達雄委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 そうしますと、発生件数は当初予想より、年度当初の予想よりふえたということですか。

○鈴木達雄委員長 夏目学校教育課長。

○夏目真治学校教育課長 発生件数がふえたということではなくて、本年度から新しい相談員さんへ変わったものですから、その方が鳳来支所まで来るときの交通費が増額したということと、それからあとは今、申し上げましたように、携帯電話で直接、相談者とやり

とりができるようにするという、そういうことがねらいでございます。

○鈴木達雄委員長 山崎祐一委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 それでは、歳出の10款2項1目学校管理費、小学校管理事業で、ページ数は33ページでございます。

庭野小学校体育館の用地測量業務委託料とありますが、なぜこの補正としてこの時期に測量が必要になったのか、お伺いいたします。

○鈴木達雄委員長 櫻本教育総務課長。

○櫻本泰朗教育総務課長 お答えします。

現在、庭野小学校用地として市が借り受けをしております土地につきまして、平成6年4月に小学校の体育館を建設し、使用するために賃貸借契約を締結しております。

しかしながら、昨年度、当該土地に地上権設定がされてないことが判明しましたので、今回、測量、分筆し、地上権設定を行うように事務処理を進めていくものであります。

○鈴木達雄委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 今、今回、地上権が設定されてなかったってということなんですけども、地上権を設定するために用地測量を行う必要があるかどうか、この辺についてどのようにお考えですか。

○鈴木達雄委員長 櫻本教育総務課長。

○櫻本泰朗教育総務課長 該当の土地は、すべての部分をお借りしているわけではなくて、筆の中の一部をお借りしておりますので、それを確定するために測量を行うというものであります。

○鈴木達雄委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 そうすると、平成6年から1つの土地って言うか、筆の中の一部を体育館用地として今お借りしてずっと来ておると。そここのところの地上権設定がされてなかったということで、改めて今回しなければならぬ。そのために分筆をしてはつきり線を引い

て、その中で設定を行うということのようなお話なんですけども、土地っていうのは1筆のお借りしてる現状のウエートっていうのか、7割とか6割とか、筆の中の率っていう、聞いていいのか、必ず分筆しなければならないほどの差が出てくるっていうか、差って言うのか、借り受けるとこと借り受けてないところっていう線がはっきりこう、させるために面積の差っていうのはどのくらいあるわけですか。

○鈴木達雄委員長 櫻本教育総務課長。

○櫻本泰朗教育総務課長 1筆、その筆の合計面積が約1,200平米ほどありますが、市でお借りしている部分については1,000平米弱になってきております。

○鈴木達雄委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 約8割強をお借りしているっていうことになる。あと残った200平米程度のものでどこかにあるんですけども、そこまで分筆までしてですね、投資してですね、全部、借地権を、部分的に借地権を設定することまで可能だと思うんですけども、どうしても分筆って言うか、用地測量して分筆せざるを得ないっていうのは、根本的に何か理由があるわけですか。

○鈴木達雄委員長 櫻本教育総務課長。

○櫻本泰朗教育総務課長 今お借りしている部分は体育館が建っている土地になっておりますが、お借りしていない部分についてはN T Tのアンテナ鉄塔が建っておりますので、その辺を明確にする必要があるというものです。

○鈴木達雄委員長 加藤芳夫委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。

歳出10款教育費の質疑を終了します。

以上で、第132号議案の質疑を終了いたし

ます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 それでは、私は第132号議案 平成27年度新城市一般会計補正予算、反対の立場で討論させていただきます。

今いろいろ私も庁舎建設事業について質疑をさせていただきました。今回の補正予算の中で、特にこの庁舎建設事業につきまして、まだまだ本当に不確定と言うか、説明会とか市民周知に当たるところの答弁の中でなかなか理解できないところがあります。

現状では、1月末に市民説明会、また郵送によって一定の結論が出るような押しつけ的な予算的な考え方になってるかな。その後の市民からいろんな異論が出た場合の対処等もなかなか明確に答えが返ってきておりませんでした。

そのようなことで、今回のこの補正予算、庁舎建設事業に伴う部分、他の部分は賛成できるところがあるんですけども、この部分について反対の立場で今の言った理由で反対討論とさせていただきます。

○鈴木達雄委員長 ほかに意見はありませんか。

下江洋行委員。

○下江洋行委員 それでは、132号議案 平成27年度一般会計補正予算（第4号）について、賛成の立場で討論をします。

今回の補正予算につきましては、民生費の福祉分野等における過年度分収入の精算に伴う経費等を計上するほか、緊急性を要する老朽化した公共施設等の補修を行うための経費等、市民サービス維持のための経費を計上したものであると思います。

ただいま反対討論にありました主な内容であります庁舎建設事業費についての補正予算の内容につきましては、住民投票の結果を受けて見直しをした基本設計の概要を住民投票

の有権者全員に周知するためのもので、必要な予算であり、反対する理由はありません。本定例会で上程をされました条例の一部改正に伴う予算や市民サービスに必要で緊急を要するものが中心であり、公共施設等の修繕料や災害防止また事故防止等の対策工事等の補正予算であり、適切な予算計上であることを認め、賛成討論とします。

○鈴木達雄委員長 ほかに意見はありませんか。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 私は、第132号議案 平成27年度新城市一般会計補正予算（第4号）に反対の立場で討論をさせていただきます。

反対の主な理由は、主に2つございます。

1つは、新庁舎建設事業にかかわりまして、有権者データ抽出業務委託料300万円余の税金が計上されていることもあります。これは先日、穂積市長が突然明らかにした新庁舎の見直し4案をまだ議会でもきちんと検討していない状況もございます。そうした状況の中で基本設計の概要を市民に送付し、検討して市民の理解を図ってもらうというのは前のめりの施策であると感じております。

また、穂積市長のトンネル案などは、これまで一切議論の対象にもなかったこと向けのものですし、このような案も含まれる基本設計の概要を市民に送りまして了解の前提をつくるというのはもってのほかでございます。

2つ目には、戸籍住民基本台帳費の個人番号カード交付事業1,982万円余の税金でございます。これは何度も言っておりますが、個人番号制、いわゆるマイナンバー制度は情報の流出、なり済ましを完全に防ぐことはできません。安倍政権は莫大な税金を使って制度の運用を強行して運用していますが、今議会の質疑でも明らかになりましたが、カードの紛失や印鑑登録のデータ化に際しても、結局は窓口で本人確認を行うという人と人との関係や紙による申請が一番確実のやりとりの大

事なことでございます。私はマイナンバー制度の参加には慎重になるべきだということも考え、以上、反対討論といたします。

○鈴木達雄委員長 ほかに意見はありませんか。

小野田直美委員。

○小野田直美委員 では、第132号議案 平成27年度新城市一般会計補正予算（第4号）につきまして、賛成の立場から討論いたします。

まず、庁舎建設事業の補正につきましては、住民投票の結果を受けての見直し方針に基づき、見直しをした新庁舎の基本設計概要を市民に周知するものです。全有権者にその概要説明書を郵送することと文化会館大ホールにて市民説明会を行うための予算ではありますが、正しい情報をより多くの市民の皆様に周知するためには、伝え方及び内容に一層の工夫が必要と考えます。

また、郵送、文化会館での説明以外にも今後の検討課題としてあるとのお答えでしたが、行政にお任せではなく、議員も何らかの形で前向きに正しい情報を伝えるために協力すべきと考えます。

補正予算としては、ほかにも子供や子育て支援、安全対策、施設の老朽化に伴う修繕や改修工事など、早期に行うべき事業が補正予算として多く挙がっていることから、第132号議案には賛成いたします。

○鈴木達雄委員長 ほかに意見はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木達雄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第132号議案を採決します。賛否両論がありましたので、起立により採決をいたします。本議案は原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○鈴木達雄委員長 起立多数と認めます。よ

って第132号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、第133号議案 平成27年度新城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）から第135号議案 平成27年度新城市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）までの3議案を一括議題とします。

これより質疑に入ります。本3議案の質疑については通告がありませんので、質疑を終了いたします。

これより本3議案を一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木達雄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第133号議案から第135号議案までの3議案を一括して採決します。本3議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木達雄委員長 異議なしと認めます。よって第133号議案から第135号議案までの3議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました原案のうち、補正予算案件の審査が終了しましたので、本日はこれまでにとどめることといたします。

以上で、本日の予算・決算委員会を散会いたします。

次回の委員会は、15日、午前9時から再開いたします。ありがとうございました。

閉 会 午後2時56分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

予算・決算委員会委員長 鈴木達雄